

税

確定申告相談会

◆年金受給者の方

▼対象Ⅱ年金受給者の方で、還付を受けるための申告書を提出する方

▼日時Ⅱ2月2日(月)～13日(金)

／土・日曜日、祝日を除く／午前9時～正午、午後1時～5時 ▼場所

Ⅱ豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

◆住宅を取得した方

▼対象Ⅱ給与所得者の方で、金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方(一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができますが、添付書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。) ▼日時Ⅱ2月2日(月)

～13日(金)

／土・日曜日、祝日を

除く／午前9時～正午、

午後1時～5時 ▼場



所Ⅱ豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

▼豊橋税務署

☎(0532)52局6201

所得税の還付申告
(平成26年分)

▼対象Ⅱ給与所得のみの方で医療費控除を受けようとする方、中途退職者など年末調整がされていない方で、還付申告を受けようとする方

▼受付期間Ⅱ2月2日(月)～13日

(金)／午前9時～11時、午後1時～4時 ▼受付場所Ⅱ税務課(南庁舎2階) ▼その他Ⅱ2月16日(月)

～3月16日(月)までは市内各確定申告会場で受け付けます。

※詳しくはお問い合わせください。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

『e-Tax』で

国税の申告・納税が簡単に

『e-Tax』では、所得税・法人税・消費税などの国税の申告および納税などが、インターネットを利用して行うことができます。

◆e-Tax利用のメリット

・添付書類の提出を省略することができます。

・書面申告に比べ、還付金処理が早くなります。(3週間程度に短縮)

◆利用方法

①電子証明書を取得し、ICカードリーダーライタをご用意ください。

②開始届出書を提出して利用者識別番号などを取得してください。インターネットを利用したオンライン提出ができます。

③初期登録(電子証明書の登録など)を行ってください。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp)

▼豊橋税務署

☎(0532)52局6201

個人市県民税は給与天引き
されていますか？

事業主(給与支払者)が従業員の所得税を源泉徴収している場合は、市県民税についても毎月の給与から天引きし、納入することとなっています。この制度を給与特別徴収といいます。

また、市県民税を給与からの天引きではなく、ご自身で納税すること普通徴収といえます。

◆給与特別徴収のメリット

・金融機関等へ納税に向く手間が

省けます。

・普通徴収は原則として年4回に分けて自分で納付するのに対し、給与特別徴収は年12回で給与天引きされるので1回あたりの負担が軽くなります。

・納め忘れがなくなり、滞納となったり延滞金が発生する心配がありません。

◆事業主の皆さんへ

地方税法および田原市市税条例の規定により、給与を支払う事業主は原則として、個人住民税を給与特別徴収しなければなりません。給与特別徴収を行っていない事業主の方は切り替えをお願いします。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼11月19日、匿名希望の方から神戸小学校児童への芸術鑑賞機会提供のため、絵画2点。